

茂企財第62号  
令和3年9月14日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様  
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市長 田中 豊彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和2年11月24日 付け茂監第42号)

企画財政部	財政課
監 査 結 果	
<ul style="list-style-type: none"><li>職員一人ひとりが、日常業務における課題を認識し、課題解決に向けた目に見える数値的目標を掲げ鋭意取り組むことで、業務の改善・推進が図られ事業の成果が得られる。成果を積み重ね、事業を推進していくことが、より良い行政運営ひいては市民福祉の向上につながることを念頭に業務に取り組まれない。</li><li>新型コロナウイルスの影響により厳しい社会経済状況が懸念される中、今後の財政運営は、義務的経費の増加や公共施設の老朽化対策に加え、新型コロナウイルス対策に関わる経費の増加が想定されることから、的確に状況を把握し、事業の選択と集中により取り組まれない。</li></ul>	
措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"><li>財政状況を改善していくために、財政指標等の数値・課題を共有し、危機感を持ち各業務に取り組んでいる。特に、地方債については将来にわたり負担が生じることから、債務残高とのバランスを注視しつつ、「選択と集中」により投資効果の高い事業に有利な地方債を発行するよう取り組んでいる。</li><li>適宜、財政需要に対し、ヒアリング等を行い状況の把握に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるべく、限られた財源を「選択と集中」により各事業に配分している。</li></ul>	